

令和7年度 指名停止措置（案）

業者名	所在地	指名停止等の区分	指名停止期間	措置要件	指名停止等の理由
株式会社かんでんエンジニアリング 滋賀支店	滋賀県大津市月輪2丁目1番11号	指名停止 3月	令和7年5月12日から 令和7年8月11日まで	栗東市建設工事等指名停止基準第2条の別表第2の(13) ※建設業法違反行為に基づく措置基準 ◇建設業法違反行為 (指名停止の期間3カ月)	株式会社かんでんエンジニアリングが、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していたことが判明しました。
株式会社KANSOテクノス 滋賀事業所	滋賀県大津市唐橋町19-22	指名停止 3月	令和7年5月12日から 令和7年8月11日まで	栗東市建設工事等指名停止基準第2条の別表第2の(13) ※建設業法違反行為に基づく措置基準 ◇建設業法違反行為 (指名停止の期間3カ月)	株式会社KANSOテクノスが、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していたことが判明しました。 このことは、栗東市建設工事等指名停止基準に該当するものである。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社 近畿支店	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号	指名停止 3月	令和7年5月12日から 令和7年8月11日まで	栗東市建設工事等指名停止基準第2条の別表第2の(13) ※建設業法違反行為に基づく措置基準 ◇建設業法違反行為 (指名停止の期間3カ月)	パナソニックEW エンジニアリング株式会社は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置する などを行ったとしていたことが判明しました。 このことは、栗東市建設工事等指名停止基準に該当するものである。